



# 埼玉県報

第 2 4 0 9 号  
平成 2 4 年 7 月 2 4 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成24年埼玉県告示第219号の一部を改正する告示\(産業人材育成課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [狭山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(自動車税事務所\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(自動車税事務所\)](#)
- [県道さいたま東村山線\(新座市野火止\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道長瀬玉淀自然公園線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道下高野杉戸線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人彩の国環境活動推進会

三 代表者の氏名

竹内 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市大字水子九百十七番地十九

五 定款に記載された目的

この法人は、市民が相互に研鑽し、地球温暖化、資源、エネルギーなどに関する科学的な知識に基づく環境保全に関する調査研究、管理システムの普及・推進、地域の企業や各種団体等の組織的環境活動を支援し、もって環境問題の改善に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

三 代表者の氏名

太田 肇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号

五 定款に記載された目的

この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NESげんこつ

三 代表者の氏名

木村 鉄也

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷一丁目二十三番一号オリーブハイター〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、親の子育てや教育活動、子ども自身の成長自立活動において、困難を抱えている人たちに対し、支援、援助、イベントを行い、次の時代の地域や、国、地球を担う人間を育てることに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人玉葉ファミリー
- 三 代表者の氏名  
腰坂 伍由
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県吉川市大字深井新田二七三〇番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は吉川市をベースにその周辺市町村の皆さんのため、住みよく健全に整備された衛生的な環境を保持するための、調査研究及び企画実施を行い、地域のいこいの場所を提供することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千二百一十一号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央一丁目六番七号	平成二十四 年六月三十 日

# 告示

埼玉県告示第千二百二十二号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十四年七月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央三丁目一番十号	平成二十七年二月二十七日

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友行田佐間店

埼玉県行田市佐間一丁目三番十二号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）西友行田店

（変更後）西友行田佐間店

## 八 変更年月日

平成二十四年七月四日

## 二 届出年月日

平成二十四年七月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十四年十一月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十四年十一月二十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク川越小仙波店

埼玉県川越市小仙波町三丁目十六番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 店周辺の道路は、小学校と中学校の通学区内であり、歩行者、自転車等の通行に配慮し、特に登下校時間中の商品搬入車両との交通事故防止に向けた安全対策の徹底をお願いします。

・ 営業に際して、騒音等の苦情が発生した場合には、適切な対応をお願いします。

・ 出店予定地は、中心市街地活性化区域の近くにあり、今回の出店に伴い、周辺商店街に影響が出るものと思われます。周辺商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街（会）との共存に、御協力をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売業者事業者等による地域の活性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年九月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地域商業活性化の中心的担い手である新座市商工会に加入し、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたい。
- ・ 退店や撤退となった場合、早期に情報提供をお願いしたい。

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第千二十六号

平成二十四年埼玉県告示第二百十九号（平成二十四年度随時実施技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一イ中「鑄造」を「さく井、鑄造」に改め、「めつき」の下に「、アルミニウム陽極酸化処理」を、「冷凍空気調和機器施工」の下に「、染色、ニット製品製造」を、「婦人子供服製造」の下に「、紳士服製造」を、「寝具製作」の下に「、帆布製品製造、布はく縫製」を、「建具製作」の下に「、紙器・段ボール箱製造」を、「プラスチック成形」の下に「、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造」を、「内装仕上げ施工」の下に「、熱絶縁施工」を、「サッシ施工」の下に「、ウエルポイント施工」を加え、「及び塗装」を「、塗装及び工業包装」に改め、五イの表を次のように改める。

検定職種	手数料（円）
さく井	一六、五〇〇
鑄造	一六、五〇〇
鍛造	一六、五〇〇
機械加工	一六、五〇〇
金属プレス加工	一六、五〇〇
鉄工	一六、五〇〇
建築板金	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇
めつき	一六、五〇〇
アルミニウム陽極酸化処理	一六、五〇〇
仕上げ	一六、五〇〇





# 告 示

埼玉県告示第千二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	相 上 榮 一	埼玉県行田市大字関根七百七番地

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十八号

狭山市から狭山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十九号

狭山市から狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第千三十号

平成二十四年七月三日付け埼玉県告示第九百二十六号で告示した新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千三十一号

東松山市から東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

東松山市から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二十四号

吉見町から東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

吉見町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二十六号

吉見町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称  
埼玉県比企郡吉見町大字大串二千二百六十二番地の一  
有限会社岩崎商店

二 取消年月日

平成二十四年三月一日



# 告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県自動車税事務所長 石 橋 正二郎

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社森昇	中村初子	埼玉県さいたま市南区辻二丁目一番十二号	平成二十四年五月三十一日

# 告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県自動車税事務所長 石 橋 正二郎

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社モトハシ商会	本橋昭治	埼玉県戸田市新曾南四丁目五番四十三号	平成二十四年五月三十一日

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止四丁目七七三番三地先から 同市野火止三丁目九五一番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年七月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長五五四・九九メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	秩父郡皆野町大字三沢字小平 七七九番地先から同郡同町大 字三沢字西山九九六番二地先	区 間
一七・八八	四・二〇 九・〇四	敷地の幅員 (メートル)
一七・三〇	三六四・三五	延長 (メートル)
	道路改良工事に伴 う拡幅	備 考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 足利邑楽行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六二一番三地先まで 同市大字小見字棒川</p>	<p>行田市大字小見字屋敷通 八三五番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一五・一〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四五九・六四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
	<p>県道仮廻し 独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>	<p>備 考</p>



# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字小見字白鳥田 四八五番二地先まで</p>	<p>行田市大字小見字屋敷通 八三五番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一五・一〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五二五・五七</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>足利邑楽行田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字小見字屋敷通 八三五番二地先から 同市大字小見字棒川 六二一番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年七月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長四五九・六四メートル 路区域の供用開始である。</p>	<p>備考 県道仮廻し 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十四年七月二十四日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十九号で告示した道</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字小見字屋敷通 八三五番二地先から 同市大字小見字白鳥田 四八五番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年七月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十四年七月二十四日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長五二五・五七メートル。</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市久喜本字道合七七五番一地从先から 同市久喜本字道合七八五番一地从先まで</p>		区 間
二二一・四〇〇 二二一・四〇〇 二二三・二二五	二二一・四〇〇 二二七・五五	敷地の幅員 (メートル)
九・四三		延長 (メートル)
歩道の一部を区域除外するものである。		備 考



## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下高野杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面 前八二三番地先から同郡同町大字下 高野字熊之面前八二六番五地先まで		区  間
八・四二ゝ 一三・七五	八・四二ゝ 一二・〇八	敷地の幅員 (メートル)
九二・四八		延長 (メートル)
		備  考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年七月六日

指令川建セ第二三〇一三七一号

## 二 検査済証番号

平成二十四年七月二十日

川建セ第二四〇〇二五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字中廓一四三番一、一一四四番一、一一四五番

一、一一四六番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山一七三八番地

有限会社 清水テント工業 代表取締役 清水 長洋

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年三月二十二日

指令越建セ第二三〇〇七五〇号

### 二 検査済証番号

平成二十四年七月十九日

越建セ第一九二一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字上河原六十八番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南三丁目一番地五

サンライト杉戸高野台A棟四〇一

関口 薫

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年七月十一日

指令越建セ第二三〇〇五四一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年七月十九日

越建セ第一九四一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前字八龍神前三百三十六番二十三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前字八龍神前三百三十六番地二十三

関根 純司